

自動車型式指定規則の一部を改正する省令案及び 完成検査実施規程の一部を改正する告示案に関する意見募集について

令和3年10月22日
国土交通省
自動車局

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）が定める自動車型式指定制度においては、型式指定を受けた自動車の製作者等は、その製作した車両等について、保安基準に適合しているかどうかを自ら一台毎に検査（完成検査）を実施する必要があります（法第75条第4項）。この完成検査の基準等の実施細則は、法第76条の規定に基づき、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）により、その詳細は完成検査実施規程（平成30年国土交通省告示第1168号）で定められているところです。

完成検査については、技術の進展等に対応した完成検査の改善・合理化の促進を図るため、「完成検査の改善・合理化に向けた検討会」（以下「検討会」という。）において議論され、令和2年4月に策定された検討会の中間とりまとめにおいて、完成検査の合理化等に資する自動化の開発・実用化については、自動化の定義や自動化の導入が可能な要件の明確化が課題として示されました。

さらに、人工知能（AI）等の技術進展を踏まえ、昨年度、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の公募により国内自動車メーカー等が実施主体となって、主に視覚検査の代替としてAI等を活用した完成検査の精緻化・合理化の実証実験が実施されました。

この実証実験の結果及び検討会での有識者との議論を踏まえ、本年3月に国土交通省において「完成検査の自動化ガイドライン」を策定し、自動化の定義や自動化の導入に必要なと考えられる要件を明確化しました。

このため、自動車型式指定規則及び完成検査実施規程について、所要の改正を行う必要があります。

※なおこの内容については、「成長戦略実行計画（令和3年6月閣議決定）」で決定されています。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

自動車型式指定規則の一部を改正する省令案及び完成検査実施規程の一部を改正する告示案について（別紙）

2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局審査・リコール課において配布

3. 意見募集期間

令和3年10月22日（金）～令和3年11月21日（日）（必着）

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承願います。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-g_tpb_gab_ssa3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局審査・リコール課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

③ FAX

FAX番号 03-5253-1640

国土交通省自動車局審査・リコール課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局審査・リコール課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局審査・リコール課 金子

電話番号（直通） 03-5253-8596

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42324）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局審査・リコール課 意見募集担当 あて

自動車型式指定規則の一部を改正する省令及び
完成検査実施規程の一部を改正する告示の制定に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	